

機構集積協力金の概要

1 地域集積協力金

地域計画の策定地域を対象に、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、貸付割合に応じた単価で、協力金が交付されます。

【交付要件】

次のすべての交付条件を満たすことが必要になります。

- (1) 地域の農地面積に占める、機構への貸付面積が8割（中山間地域及び樹園地は6割）超であること。
- (2) 交付対象面積（※1）の1割以上が新たに担い手（※2）に集積されること。または、地域の農地面積に占める、同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- (3) 機構への貸付面積のうち1割以上を1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地として貸し付けること。

	農地中間管理事業の活用率（※3）		交付単価/10a (農作業委託の場合（※5）)
	一般地域	中山間地域（※4）	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.8万円（1.4万円）
区分2		80%超	3.4万円（1.7万円）

(交付額＝交付対象面積 × 交付単価)

- (※1) 交付対象面積 対象期間内の貸付面積－(再貸付面積)－(貸付期間6年未満の農地面積)
※円滑化からの切替も6年以上の契約期間であれば、交付対象面積にカウントされます。
- (※2) 担い手 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想の水準到達者 ④集落営農組織
- (※3) 事業の活用率 累積の貸付面積（6年未満の農地も含む）／地域の農地面積
- (※4) 中山間地域 中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域
- (※5) 農作業委託 基幹的な3作業（耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀等）、委託期間10年以上

2 集約化奨励金

地域計画の策定地域を対象に、農地中間管理機構からの転貸又は農地中間管理機構を通じた農作業受託による農地の集約化、併せて担う者が位置付けられていない農地の集約化について、奨励金が交付されます。同一年度内で「地域集積協力金」との重複交付が可能です。

【交付要件】

- (1) 一般タイプ <目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに満たすこと>
地域内の農地面積に占める、同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- (2) 受け皿準備タイプ <目標年度（事業実施年度の3年度後）までに満たすこと>
目標地図に将来の担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合、一般タイプと一体的に取り組む、同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合を10ポイント以上増加し、受け手に転貸すること。
(交付対象面積は1団地あたり4ha、中山間地域は2haまで)

	地域の団地面積の割合	交付単価/10a	
		一般タイプ（農作業委託）	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円（0.5万円）	0.5万円
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円（1.5万円）	1.5万円
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		